

【新設】(売上げと仕入れで経理方式が異なる場合の取扱い)

- 3** 法人が国内において行う売上げ等の収益に係る取引について税込経理方式で経理をしている場合には、固定資産等の取得に係る取引又は経費等の支出に係る取引の全部又は一部について税抜経理方式で経理をしている場合であっても、2《税抜経理方式と税込経理方式の選択適用》にかかわらず、税込経理方式を適用して法人税の課税所得金額を計算することに留意する。
- ④** この取扱いは、消法第6条第1項《非課税》の規定により消費税を課さないこととされている資産の譲渡等のみを行う法人が、固定資産等の取得に係る取引又は経費等の支出に係る取引の全部又は一部について税抜経理方式で経理をしている場合についても同様とする。

【解説】

- 1 本通達は、法人が売上げ等の収益に係る取引について税込経理方式で経理をしている場合の固定資産等の取得等に係る取引の取扱いについて明らかにするものである。
- 2 旧消費税経理通達3(注)2《税抜経理方式と税込経理方式の選択適用》では、売上げ等の収益に係る取引につき税込経理方式を適用している場合には、固定資産等の取得に係る取引及び経費等の支出に係る取引については税抜経理方式を適用することはできないこととしていた。
- また、旧消費税経理通達5(注)1《免税事業者等の消費税等の処理》では、消費税が課されないこととされている資産の譲渡等のみを行う法人については、その行う取引に係る消費税等の処理は税込経理方式によることとしていた。
- 3 令和3年改正通達では、インボイス制度導入に伴い、法人が行う取引に係る消費税等の経理処理について、課税仕入れ等の税額がないのに仮払消費税等を計上する経理が行われていた場合における課税所得金額の計算を明らかにする見直しを行った。
- 具体的には、法人が行う売上げ等の収益に係る取引について税込経理方式で経理を行っている場合には、固定資産等の取得に係る取引又は経費等の支出に係る取引の全部又は一部について税抜経理方式で経理をしている場合であっても、税込経理方式を適用して法人税の課税所得金額の計算を行うこと等の規定振りの変更を行った。なお、改正前後で実質的な内容の変更はない。